岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例 \mathcal{O} 部を改正する条例 0 1 7

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例

改正する。 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第十九号) \mathcal{O} 部を次のように

別表第一六の表一 の項中 六、 七〇〇」 を「二二、〇〇〇」 に改める。

附則

1 る。 この条例は、 令和七年三月一日から施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布の 日 から施行す

2 ては、 第五条第一項の 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律 附則第七条の規定により同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前におい 種大麻草採取 大麻取締法及び麻薬及び この 条例 規定の の施行 栽培者免許申請手数料 \mathcal{O} 例によりすることができることとされる免許の 日 前 向精神薬取締法 にお 11 7 を徴収することができる。 改正後 0 一部を改正する法律 \mathcal{O} 別表第一六の (昭和二十三年法律第百二十四号) 表一 (令和五年法律第八十四号) 申請に対する審査につい \mathcal{O} 項の 規定の例による第 ても同法第二

提案説明

 \mathcal{O} 額を改定するため、 大麻草の栽培 $\bar{\phi}$ 規制に関する法律の この条例を定めようとする。 一部改正に伴 1 第 種 大麻草採取栽培者免許申請手数料